

訪問介護事業所が消えていく（Ⅱ）

——訪問介護事業所の法人形態の分析——

梅 原 英 治*

要旨

（目次）

はじめに

- Ⅰ．訪問介護事業所はどのような法人形態を採っているか？
 - Ⅱ．「ゼロ自治体」で最後に消えたのはどのような訪問介護事業所か？
 - Ⅲ．「残り1自治体」に残るのはどのような訪問介護事業所か？
- おわりに——社会福祉法人・社会福祉協議会は“最後の砦”——

はじめに

（1）表題は必ずしも「事業所そのものが消える」ということではない

訪問介護事業所は低賃金・人手不足であるにもかかわらず、2024年度の介護報酬の改定で、全体では1.56%引き上げられた中で、訪問介護だけが基本報酬を2～3%引き下げられた。それを1つの契機として、とくに地方圏で訪問介護事業所が減少し、訪問介護事業所のない自治体が増えている。そういう状況を受けて、拙稿「訪問介護事業所が消えていく」（『大阪経大論集』第76巻第1号、2025年5月）を書いた。本稿はその続編である。

ところで、表題の「訪問介護事業所が消えていく」は必ずしも「事業所そのものが消えていく」わけではないことを補足しておきたい。

確かに、事業所そのものが消える場合もあるが、ホームヘルパーの退職などにより訪問介護の指定基準¹⁾を充たせなくなり「訪問介護」というサービスを提供できなくなったとしても、事業所自体は存続して、訪問介護以外の介護サービス（デイサービスなど）を提供していることが多い。本稿では「最後に消えた事業所」として個別事業所名も出てくるので（後掲表9）、この点については誤解のないようお願いしたい。

介護サービスは居宅型・施設型・地域密着型の3種類の下でたくさんの種類に分かれおり、厚生労働省のホームページ「介護事業所・生活関連情報検索——介護サービス情報公表システム——」には全26種類54サービスの事業所・施設が公表されている²⁾。また、本稿が分析に利用している「介護サービス情報の公表システムデータのオープンデータ」³⁾

* 大阪経済大学名誉教授

1) 厚生省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」1999年3月31日。

2) <<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/publish/>>

には35種類のファイルが公開されており、「訪問介護」はその筆頭に置かれるものだが、居宅型の介護サービスはほかにもある（表1）。

（2）公表が遅らされた2025年6月末時点のデータ

さて、上記の介護サービスのオープンデータは、2020年12月末時点のデータから始まり、毎年6月末時点と12月末時点のものが掲載されている。データの時点と「出力日」は別表（表2）に整理した通りである。

ここで「出力日」とは、一般には報告書やファイルなどを「作成した日」を意味し、公表した日ではない。2025年6月末時点（本稿執筆時の最新）のデータの「出力日」は同年7月11日だが、公表されたのは1か月ほど後の8月に入ってからだ（公表日は明らかにされていない）。

私は上記拙稿のその後の状況を知りたくて2025年7月中に何度かアクセスしたが、掲載されていなかった。公表が遅れた理由について、厚生労働省は「社会的注目があるため内容を精査」していたということだが⁴⁾、参議院選挙（7月20日投票）を過ぎてから公表されたのはそれだけが理由ではないだろう。

（3）本稿の課題と構成

本稿は介護サービス情報のオープンデータを使って、とくに訪問介護事業所の法人形態について分析し、訪問介護サービスを行う事業所のない自治体（以下「ゼロ自治体」と呼ぶ）と、訪問介護事業所が1か所だけの自治体（以下「残り1自治体」と呼ぶ）がどのような法人形態の事業所によって支えられていたか、現に支えられているかを明らかにするものである。それを通じて、社会福祉法人、とくに社会福祉協議会の重要性、訪問介護事業所への公的支援の必要性を指摘する。

3) 厚生労働省のホームページ「介護サービス情報の公表システムデータのオープンデータ」、参照。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou_opendata.html>

なお、オープンデータとは、国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工，編集，再配布等）できるよう，①営利目的，非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの，②機械判読に適したもの，③無償で利用できるもの，に該当する形で公開されたデータを指す（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定「オープンデータ基本指針」2017年5月30日，2ページ）。2016年12月に「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号）が制定され，国と地方公共団体は「官民データの適正かつ効果的な活用」が義務付けられ，オープンデータの作成・公表が推進されている。

4) 「厚労省による事業所一覧公表は今回，例年より約1カ月遅れました。本紙は本来の公表時期に合わせ，介護基盤の充実が問われた7月参院選中に調査を予定しましたが，公表遅れで着手できませんでした。／公表遅れの理由を厚労省は「社会的注目があるため内容を精査」（7月13日，老健局認知症施策・地域介護推進課地域づくり推進室）などと本紙に説明。社会的関心を認識しながら公表を遅らせ，政権に不都合な情報を参院選が終わってから開示しました。」（「しんぶん赤旗」2025年8月10日，文中の「／」は改行の印）

表1 オープンデータで公表されている介護サービス情報の種類

番号	介護サービス情報のオープンデータ
1	110_訪問介護
2	120_訪問入浴介護
3	130_訪問看護
4	140_訪問リハビリテーション
5	150_通所介護
6	155_通所介護（療養通所介護）
7	160_通所リハビリテーション
8	170_福祉用具貸与
9	210_短期入所生活介護
10	220_短期入所療養介護（介護老人保健施設）
11	230_短期入所療養介護（療養病床を有する病院等）
12	551_短期入所療養介護（介護医療院）
13	320_認知症対応型共同生活介護
14	331_特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
15	332_特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
16	334_特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）
17	335_特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
18	336_特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
19	337_特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅・外部サービス利用型）
20	361_地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）
21	362_地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）
22	364_地域密着型特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）
23	410_特定福祉用具販売
24	430_居宅介護支援
25	510_介護老人福祉施設
26	520_介護老人保健施設
27	530_介護療養型医療施設
28	540_地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
29	550_介護医療院
30	710_夜間対応型訪問介護
31	720_認知症対応型通所介護
32	730_小規模多機能型居宅介護
33	760_定期巡回・随時対応型訪問介護看護
34	770_看護小規模多機能型居宅介護
35	780_地域密着型通所介護

（出所）厚生労働省のホームページ「「介護サービス情報の公表システムデータのオープンデータ」，より作成。
https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-kouhyou_opendata.html

表2 介護サービス情報のデータの時点と出力日

データの時点	出力日	（参考）訪問介護事業所数
2020年12月末	2021年1月22日	34,281
2021年6月末	2021年7月5日	34,583
2021年12月末	2022年1月11日	34,710
2022年6月末	2022年7月22日	34,472
2022年12月末	2023年1月11日	34,784
2023年6月末	2023年7月3日	34,651
2023年12月末	2024年1月9日	34,871
2024年6月末	2024年7月4日	35,078
2024年12月末	2025年1月6日	34,499
2025年6月末	2025年7月11日	34,956
平均		34,689

（出所）表1と同じ。

以下、Ⅰで訪問介護事業所の法人形態を整理した上で、Ⅱでは「ゼロ自治体」で最後に消えた訪問介護事業所、Ⅲでは「残り1自治体」に残る訪問介護事業所を析出し、「おわりに」で以上の分析を小括する。

Ⅰ．訪問介護事業所はどのような法人形態を採っているか？

（１）訪問介護事業所の法人形態（2023年12月末時点）

訪問介護事業所は株式会社から公営（自治体直営）まで様々な法人形態を採っている。全国および47都道府県ではどのような法人形態の訪問介護事業所で構成されているかについて、2023年12月末時点のオープンデータ 3万4871か所の訪問介護事業所を整理してみた（全国計は表3（抄）参照。表3の全体は本誌本号掲載の拙稿「資料」の後ろに載せた）。

当初の予定では、2023年12月末から始め、2024年12月末、2025年6月末へと続けて、とくに介護報酬減額改定の影響のある2024年と2025年の増減数を法人形態別に割り出す計画だったが、1時点につき約3万5000か所（前掲表2）の訪問介護事業所を法人形態別に仕訳する作業は、想定をはるかに超える時間と身体的負担を要し、2023年12月末分を仕上げたところで時間切れになってしまった。計画した形は別の機会を期すことにして、それでもここから様々なことが判明する。

なお、取り上げた法人形態は、仕訳作業をしながら随時増やしていったので、いずれもオープンデータの「法人の名称」の項目などに登場する。ただし、「民間会社」、「社団法人・財団法人」、「協同組合」、「公営」という区分や「社協以外の社会福祉法人」は整理のために筆者が設けたものである。

まずは、法人形態の説明とともに、全国3万4871か所の訪問介護事業所の法人形態の内訳、その都道府県別分布（紙数の都合で概観に留まるが）を見てみよう。

（２）訪問介護事業所 3万4871か所の法人形態の内訳と都道府県別分布

a. 総数

総数の3万4871か所は、これまで公開された10時点の平均（3万4689か所）より183か所多いが（前掲表2参照）、ほぼ平均並みと言ってよい。

都道府県別に見ると（表4-1）、訪問介護事業所の数が4ケタ台なのは、①大阪府4906か所、②東京都3025か所、③神奈川県2150か所、④愛知県1985か所、⑤兵庫県1644か所、⑥福岡県1639か所、⑦千葉県1501か所、⑧北海道1499か所、⑨埼玉県1327か所、である。最多の大阪府は東京都の1.6倍以上も多い。総数が多いのは大都市圏と北海道だが、事業所数は人口に比例していない（東京都の人口は大阪府の1.6倍多い）。

逆に少ないのは、鳥取県127か所、佐賀県156か所、山梨県176か所、高知県191か所、福井県195か所（以上200未満）。鳥取県の事業所数は大阪府のほぼ40分の1の少なさだが、人口は16分の1程度だ。大阪府の訪問介護事業所が異常に多いとも言える。

表3(抄) 訪問介護事業所の法人形態の内訳（全国計）
2023年12月末時点

法人の名称		全国計	
		事業所数（か所）	構成比（％）
民間会社		25,517	73.2
	株式会社	18,176	52.1
	有限会社	4,348	12.5
	合同会社	2,809	8.1
	合資会社	112	0.3
	合名会社	6	0.02
	企業組合	66	0.2
社団法人・財団法人		460	1.3
	一般社団法人	350	1.0
	一般財団法人	17	0.05
	公益社団	52	0.1
	公益財団	41	0.1
特定非営利活動法人（NPO法人）		1,331	3.8
社会福祉法人		4,528	13.0
	社会福祉協議会以外	3,210	9.2
	社会福祉協議会	1,318	3.8
医療法人		1,657	4.8
	うち社会医療法人	151	0.4
	うち特定医療法人	7	0.02
宗教法人		11	0.03
学校法人		4	0.01
協同組合		575	1.6
	生活協同組合	384	1.1
	うち医療生協	124	0.4
	うち福祉生協	30	0.1
	うち保健生協	16	0.05
	うち健康生協	7	0.02
	うち高齢者生協	60	0.2
	農業協同組合	186	0.5
	労働者協同組合	4	0.01
	事業協同組合	1	0.003
公営		32	0.1
不明		756	2.2
合計		34,871	100.0

（出所）表1と同じ。

（注）表3の「全国計」のみを抜粋したもの。

b. 民間会社——株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合名会社、企業組合

数が最も多いのは「民間会社」の訪問介護事業所で、全国に2万5517か所あり、全体の約4分の3（73.2%）を占めている（前掲表3（抄））。

内訳は、株式会社1万8176か所（52.1%）、有限会社4348か所（12.5%）、合同会社2809か所（8.1%）、合資会社112か所（0.3%）、合名会社6か所（0.0%）、企業組合66か所（0.2%）からなる。訪問介護事業所の半数以上は株式会社が運営している。ニチイ学館など有名な訪問介護事業所は全国に展開している。他方、合名会社の6か所は茨城県、東京都、静岡県、大阪府、福岡県、鹿児島県に各1か所あるだけだ。合資会社は18県になく、企業組合は26府県にはない（前掲表4－1）。

2005年6月成立、2006年5月施行の「会社法」（2005年法律第86号）では、設立できる会社の形態は株式会社、合同会社、合資会社、合名会社の4つで（第2条第1号）、いずれも営利目的の法人である。

株式会社は会社の所有者（出資者＝株主）と経営者（取締役）が異なるのに対し、他の3つは「持分会社」と呼ばれ、出資者（社員）が経営を行う。株式会社の株主と合同会社の社員は会社に対して有限責任だが、合資会社は有限責任社員と無限責任社員、合名会社は無限責任社員のみで構成されるところが異なる。有限責任は会社の債務に対し出資額の範囲内で責任を負うが、無限責任社員は制限なく責任を負うので、債務が出資額を超える場合は個人の財産から債務を返済しなければならない。

有限会社は「有限会社法」（1938年法律第74号）に基づいて設立された法人で、有限責任社員のみが出資できたが、商法改正・会社法成立によって有限会社制度は廃止され、2006年5月以降、新設はない。ただし、それ以前に設立された有限会社は名称を名乗ることができる。会社法施行後、会社形態としては合同会社が有限会社にとって代わった。

企業組合は「中小企業等協同組合法」（1949年法律第181号）に基づいて設立された法人で、4人以上の個人事業主や勤労者が組合員となり、組合員の共同利益を目的として共同で事業を行う相互扶助組織である。

これら民間会社、とくに株式会社の訪問介護事業所数の都道府県別分布はほぼ総数のそれに近い（前掲表4－1）。民間会社の事業所数が4ケタ台なのは、①大阪府4104か所、②東京都2541か所、③神奈川県1696か所、④愛知県1601か所、⑤千葉県1224か所、⑥福岡県1217か所、⑦兵庫県1176か所、⑧北海道1067か所、⑨埼玉県1018で、うち大阪府、東京都、神奈川県、愛知県は株式会社も4ケタ台である。大阪府は有限会社も合同会社も500を超えてトップだ（前者602か所、後者555か所）。

他方、鳥取県、佐賀県は民間会社が2ケタ台（前者76か所、後者77か所）と少ない。株式会社が2ケタ台なのは、山形県95か所、山根県87か所、徳島県78か所、山梨県72か所、福井県68か所、高知県65か所、鳥取県63か所、最少の佐賀県は53か所である。鳥取県は有限会社と合同会社も1ケタ台である（前者9か所、後者4か所）。ほかに合同会社が1ケタなのは石川県9か所、佐賀県6か所、山形県3か所である。

表４－１ 法人形態から見た都道府県の訪問介護事業所数
——総数，民間会社——

順位	総数		民間会社計		株式会社		有限会社		合同会社	
	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所
1	大阪府	4,906	大阪府	4,104	大阪府	2,932	大阪府	602	大阪府	555
2	東京都	3,025	東京都	2,541	東京都	1,921	東京都	406	神奈川県	204
3	神奈川県	2,150	神奈川県	1,696	神奈川県	1,260	福岡県	268	東京都	199
4	愛知県	1,985	愛知県	1,601	愛知県	1,198	神奈川県	222	愛知県	177
5	兵庫県	1,644	千葉県	1,224	千葉県	901	愛知県	216	福岡県	135
6	福岡県	1,639	福岡県	1,217	兵庫県	851	千葉県	199	北海道	134
7	千葉県	1,501	兵庫県	1,176	福岡県	800	兵庫県	187	兵庫県	127
8	北海道	1,499	北海道	1,067	埼玉県	776	北海道	151	千葉県	115
9	埼玉県	1,327	埼玉県	1,018	北海道	769	埼玉県	149	埼玉県	88
10	静岡県	765	静岡県	553	静岡県	400	和歌山県	115	沖縄県	67
11	京都府	680	広島県	446	京都府	332	奈良県	102	静岡県	56
12	広島県	676	京都府	444	広島県	321	広島県	91	熊本県	55
13	熊本県	618	和歌山県	440	岐阜県	291	愛媛県	89	三重県	54
14	和歌山県	597	三重県	410	和歌山県	282	静岡県	88	京都府	53
15	三重県	585	奈良県	403	宮城県	275	三重県	88	岐阜県	50
16	奈良県	544	熊本県	387	三重県	267	熊本県	81	長崎県	50
17	大分県	527	岐阜県	381	群馬県	256	茨城県	72	奈良県	49
18	群馬県	518	宮城県	353	奈良県	248	徳島県	70	宮崎県	49
19	岐阜県	513	群馬県	352	熊本県	248	青森県	68	和歌山県	43
20	青森県	486	茨城県	331	青森県	232	宮崎県	66	徳島県	38
21	岡山県	482	青森県	324	栃木県	226	栃木県	62	群馬県	37
22	長野県	479	岡山県	313	岡山県	226	大分県	62	茨城県	35
23	宮城県	471	栃木県	310	茨城県	221	岡山県	61	福島県	32
24	茨城県	469	愛媛県	292	新潟県	204	宮城県	60	広島県	31
25	栃木県	458	宮崎県	284	長野県	191	福島県	58	大分県	30
26	愛媛県	434	大分県	280	大分県	182	群馬県	57	山口県	27
27	福島県	432	福島県	263	愛媛県	177	京都府	57	岡山県	24
28	宮崎県	416	長野県	252	福島県	173	香川県	51	愛媛県	24
29	鹿児島県	377	新潟県	238	滋賀県	169	山口県	43	高知県	24
30	新潟県	361	沖縄県	229	宮崎県	160	岩手県	42	青森県	23
31	長崎県	344	岩手県	219	岩手県	154	沖縄県	42	岩手県	23
32	山口県	343	滋賀県	219	石川県	141	長野県	41	滋賀県	21
33	滋賀県	339	山口県	207	山口県	137	岐阜県	39	長野県	20
34	岩手県	338	長崎県	193	香川県	125	長崎県	37	栃木県	19
35	沖縄県	327	徳島県	189	富山県	119	鹿児島県	36	鹿児島県	18
36	徳島県	325	香川県	187	秋田県	112	山梨県	34	宮城県	17
37	香川県	292	秋田県	165	沖縄県	112	秋田県	33	秋田県	16
38	富山県	253	石川県	165	鹿児島県	105	滋賀県	28	山梨県	14
39	秋田県	248	鹿児島県	161	長崎県	101	高知県	27	富山県	13
40	石川県	244	富山県	159	山形県	95	富山県	25	香川県	11
41	島根県	207	山梨県	120	島根県	87	福井県	24	新潟県	10
42	山形県	202	高知県	119	徳島県	78	新潟県	23	福井県	10
43	福井県	195	山形県	116	山梨県	72	山形県	18	島根県	10
44	高知県	191	島根県	113	福井県	68	佐賀県	18	石川県	9
45	山梨県	176	福井県	103	高知県	65	島根県	16	佐賀県	6
46	佐賀県	156	佐賀県	77	鳥取県	63	石川県	15	鳥取県	4
47	鳥取県	127	鳥取県	76	佐賀県	53	鳥取県	9	山形県	3
	全国計	34,871	全国計	25,517	全国計	18,176	全国計	4,348	全国計	2,809

(注) 2023年12月末時点。同数の場合は少ない方の数字が順位になる。

合資会社		合名会社		企業組合	
都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所
大阪府	14	茨城県	1	東京都	7
福岡県	11	東京都	1	宮崎県	7
愛知県	10	静岡県	1	北海道	6
沖縄県	8	大阪府	1	千葉県	6
北海道	7	福岡県	1	埼玉県	4
東京都	7	鹿児島県	1	神奈川県	4
兵庫県	7	北海道	0	兵庫県	4
神奈川県	6	青森県	0	大分県	4
静岡県	5	岩手県	0	秋田県	3
長崎県	5	宮城県	0	栃木県	3
千葉県	3	秋田県	0	静岡県	3
奈良県	3	山形県	0	茨城県	2
徳島県	3	福島県	0	富山県	2
高知県	3	栃木県	0	岡山県	2
群馬県	2	群馬県	0	広島県	2
愛媛県	2	埼玉県	0	福岡県	2
熊本県	2	千葉県	0	滋賀県	1
大分県	2	神奈川県	0	京都府	1
宮崎県	2	新潟県	0	奈良県	1
青森県	1	富山県	0	熊本県	1
宮城県	1	石川県	0	鹿児島県	1
秋田県	1	福井県	0	青森県	0
埼玉県	1	山梨県	0	岩手県	0
新潟県	1	長野県	0	宮城県	0
福井県	1	岐阜県	0	山形県	0
岐阜県	1	愛知県	0	福島県	0
三重県	1	三重県	0	群馬県	0
京都府	1	滋賀県	0	新潟県	0
広島県	1	京都府	0	石川県	0
岩手県	0	兵庫県	0	福井県	0
山形県	0	奈良県	0	山梨県	0
福島県	0	和歌山県	0	長野県	0
茨城県	0	鳥取県	0	岐阜県	0
栃木県	0	島根県	0	愛知県	0
富山県	0	岡山県	0	三重県	0
石川県	0	広島県	0	大阪府	0
山梨県	0	山口県	0	和歌山県	0
長野県	0	徳島県	0	鳥取県	0
滋賀県	0	香川県	0	島根県	0
和歌山県	0	愛媛県	0	山口県	0
鳥取県	0	高知県	0	徳島県	0
島根県	0	佐賀県	0	香川県	0
岡山県	0	長崎県	0	愛媛県	0
山口県	0	熊本県	0	高知県	0
香川県	0	大分県	0	佐賀県	0
佐賀県	0	宮崎県	0	長崎県	0
鹿児島県	0	沖縄県	0	沖縄県	0
全国計	112	全国計	6	全国計	66

c. 社団法人・財団法人——一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
「社団法人・財団法人」の訪問介護事業所は全国で460か所（全体の1.3%）あり、その多くは一般社団法人で350か所（1.0%）ある。ほかに一般財団法人17か所（0.02%）、公益社団法人52か所（0.1%）、公益財団法人41か所（0.1%）がある（前掲表3（抄））。

従来、民法によって社団法人や財団法人が設立されていたが、2008年12月施行の公益法人制度改革（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」2006年法律第48号、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」同第49号、など）により、社団法人と財団法人は一般社団法人と一般財団法人に代わった。

一般社団法人は一定の目的で構成員（社員）が結合した団体（社团）、一般財団法人は一定の目的で個人や企業などから拠出された財産で設立され、その運用益で運営される団体（財団）で、いずれも法人格が認められたものをいう。営利法人の会社とは異なり、設立者に剰余金や残余財産を分配しない非営利法人だが、一般社団法人・一般財団法人は事業内容に制限がなく、誰でも設立することができて、行政からの監督・指導もないので悪用されることもある。

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的で設立され、民間有識者からなる第三者委員会による公益性（公益目的事業を行うことを主たる目的とすること等）の審査を経て、行政庁（内閣府または都道府県）から公益認定を受けた法人が「公益社団法人」・「公益財団法人」で、税制上の優遇措置を受けることができる。公益目的事業とは、上記公益認定法の別表に掲げられた「学術、技芸、慈善その他の公益に関する」23の事業で、かつ「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」をいう（同法第2条第4号）。この23事業の中に「四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業」がある。

社団法人・財団法人の都道府県別分布でも、トップは大阪府の68か所で、2位の東京都・福岡県各31か所の倍以上多い（表4-2）。その8割は一般社団法人で、1割強が公益社団法人だ。

一般社団法人の訪問介護事業所は全国350か所で、2ケタ台は大阪府55か所、福岡県29か所、神奈川県26か所、東京都25か所、兵庫県24か所、千葉県・愛知県各22か所、北海道15か所の8都道府県である。他方、福井県と島根県にはない。

一般財団法人の訪問介護事業所の17か所は東京都・福井県各3か所、群馬県・京都府各2か所、秋田県・新潟県・山梨県・岐阜県・大阪府・奈良県・宮崎県各1か所で、34道県にはない。

公益社団法人の全国52か所の訪問介護事業所は、大阪府8か所、京都府7か所、石川県5か所、新潟県・福井県・静岡県・兵庫県・愛媛県各3か所、茨城県・岐阜県・三重県・長崎県各2か所、岩手県・千葉県・神奈川県・山梨県・愛知県・滋賀県・徳島県・福岡県・沖縄県各1か所で、残りの26都道県にはない。

公益財団法人の訪問介護事業所の41か所は、宮城県・千葉県各6か所、岡山県5か所、大阪府4か所、東京都3か所、北海道・神奈川県・滋賀県・京都府各2か所、青森県・福島県・石川県・静岡県・兵庫県・奈良県・高知県・福岡県・鹿児島県各1か所で、残りの

表4-2 法人形態から見た都道府県の訪問介護事業所数
——社団法人・財団法人——

順位	社団・財団計		一般社団法人		一般財団法人		公益社団		公益財団	
	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所
1	大阪府	68	大阪府	55	東京都	3	大阪府	8	宮城県	6
2	東京都	31	福岡県	29	福井県	3	京都府	7	千葉県	6
3	福岡県	31	神奈川県	26	群馬県	2	石川県	5	岡山県	5
4	千葉県	29	東京都	25	京都府	2	新潟県	3	大阪府	4
5	神奈川県	29	兵庫県	24	秋田県	1	福井県	3	東京都	3
6	兵庫県	28	千葉県	22	新潟県	1	静岡県	3	北海道	2
7	愛知県	23	愛知県	22	山梨県	1	兵庫県	3	神奈川県	2
8	北海道	17	北海道	15	岐阜県	1	愛媛県	3	滋賀県	2
9	京都府	17	広島県	9	大阪府	1	茨城県	2	京都府	2
10	静岡県	11	大分県	9	奈良県	1	岐阜県	2	青森県	1
11	宮城県	10	埼玉県	7	宮崎県	1	三重県	2	福島県	1
12	岡山県	10	静岡県	7	北海道	0	長崎県	2	石川県	1
13	広島県	9	京都府	6	青森県	0	岩手県	1	静岡県	1
14	愛媛県	9	愛媛県	6	岩手県	0	千葉県	1	兵庫県	1
15	大分県	9	熊本県	6	宮城県	0	神奈川県	1	奈良県	1
16	埼玉県	7	岡山県	5	山形県	0	山梨県	1	高知県	1
17	石川県	7	香川県	5	福島県	0	愛知県	1	福岡県	1
18	滋賀県	7	長崎県	5	茨城県	0	滋賀県	1	鹿児島県	1
19	長崎県	7	宮崎県	5	栃木県	0	徳島県	1	岩手県	0
20	群馬県	6	宮城県	4	埼玉県	0	福岡県	1	秋田県	0
21	新潟県	6	群馬県	4	千葉県	0	沖縄県	1	山形県	0
22	福井県	6	長野県	4	神奈川県	0	北海道	0	茨城県	0
23	奈良県	6	滋賀県	4	富山県	0	青森県	0	栃木県	0
24	熊本県	6	奈良県	4	石川県	0	宮城県	0	群馬県	0
25	宮崎県	6	和歌山県	4	長野県	0	秋田県	0	埼玉県	0
26	茨城県	5	福島県	3	静岡県	0	山形県	0	新潟県	0
27	岐阜県	5	茨城県	3	愛知県	0	福島県	0	富山県	0
28	香川県	5	徳島県	3	三重県	0	栃木県	0	福井県	0
29	福島県	4	高知県	3	滋賀県	0	群馬県	0	山梨県	0
30	長野県	4	沖縄県	3	兵庫県	0	埼玉県	0	長野県	0
31	三重県	4	青森県	2	和歌山県	0	東京都	0	岐阜県	0
32	和歌山県	4	岩手県	2	鳥取県	0	富山県	0	愛知県	0
33	徳島県	4	山形県	2	鳥根県	0	長野県	0	三重県	0
34	高知県	4	新潟県	2	岡山県	0	奈良県	0	和歌山県	0
35	沖縄県	4	岐阜県	2	広島県	0	和歌山県	0	鳥取県	0
36	青森県	3	三重県	2	山口県	0	鳥取県	0	鳥根県	0
37	岩手県	3	山口県	2	徳島県	0	鳥根県	0	広島県	0
38	山梨県	3	鹿児島県	2	香川県	0	岡山県	0	山口県	0
39	鹿児島県	3	秋田県	1	愛媛県	0	広島県	0	徳島県	0
40	秋田県	2	栃木県	1	高知県	0	山口県	0	香川県	0
41	山形県	2	富山県	1	福岡県	0	香川県	0	愛媛県	0
42	山口県	2	石川県	1	佐賀県	0	高知県	0	佐賀県	0
43	栃木県	1	山梨県	1	長崎県	0	佐賀県	0	長崎県	0
44	富山県	1	鳥取県	1	熊本県	0	熊本県	0	熊本県	0
45	鳥取県	1	佐賀県	1	大分県	0	大分県	0	大分県	0
46	佐賀県	1	福井県	0	鹿児島県	0	宮崎県	0	宮崎県	0
47	鳥根県	0	鳥根県	0	沖縄県	0	鹿児島県	0	沖縄県	0
	全国計	406	全国計	350	全国計	17	全国計	52	全国計	41

(注) 同数の場合は少ない方の数字が順位になる。

29県にはない。

d. 特定非営利活動法人（NPO法人）

特定非営利活動法人（NPO法人）の訪問介護事業所は全国に1331か所（3.8%）ある。

特定非営利活動法人（NPO法人）とは、「特定非営利活動促進法」（1998年法律第7号）に基づいて「特定の公益的・非営利活動を行うこと」を目的として設置された法人で、所轄庁（都道府県または政令指定都市）から認証された団体である。同法別表に掲げられた20の特定非営利活動の筆頭に「一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動」がある。非収益事業は非課税となる。

都道府県別分布を見ると、大都市圏と北海道で多く、①東京都152か所、②神奈川県140か所、③大阪府135か所は3ケタ台である（表4-3）。他方、島根県9か所、山口県8か所、石川県・福井県各7か所、秋田県・佐賀県・長崎県・沖縄県各6か所、新潟県・富山県各4か所、高知県3か所、山梨県2か所で、鳥取県にはない。

e. 社会福祉法人——社会福祉法人と社会福祉協議会

社会福祉法人（社会福祉協議会を含む）の訪問介護事業所は、全国に4528か所（全体の13.0%）あり、民間会社に次いで多く、有限会社を上回る。内訳は、社会福祉協議会でない普通の社会福祉法人が3210か所（9.2%）、社会福祉法人である社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」または「社協」と呼ぶ）が1318か所（3.8%）ある（前掲表3（抄））。

社会福祉法人とは、「社会福祉法」（1951年法律第45号、制定時は社会福祉事業法）第22条において、「社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人」と定義されている。「社会福祉事業」には、第1種（特別養護老人ホーム、児童養護施設、障害者支援施設、救護施設など）と第2種（保育所、訪問介護、デイサービス、ショートステイなど）があり（同法第2条）（図1）、訪問介護事業所は第2種社会福祉事業として運営されるものである。なお、社会福祉事業以外の公益事業（子育て支援事業、入浴・排泄・食事等の支援事業、介護予防事業・有料老人ホーム・老人保健施設の経営、人材育成事業、行政や事業者等の連絡調整事業）や収益事業（貸しビル、駐車場、公共的な施設内の売店の経営）を営むこともできる（同法第26条）。

社会福祉協議会（社協）は、「一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内」（市町村社協）または「〔政令指定都市内の〕一又は二以上の区の区域内」（地区社協）において、①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、④その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業「〔これから4事業〕を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数（かつ指定都市にあっては地区社協の過半数）が参加するもの」をいう（社会福祉法第109条）。

表4-3 法人形態から見た都道府県の訪問介護事業所数
 ——特定非営利活動法人（NPO法人）、社会福祉法人・社会福祉協議会——

順位	特定非営利活動法人 (NPO法人)		社会福祉法人		うち社協以外の 社会福祉法人		うち社会福祉協議会	
	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所
1	東京都	152	大阪府	319	大阪府	307	北海道	132
2	神奈川県	140	北海道	256	東京都	184	長野県	71
3	大阪府	135	東京都	196	兵庫県	156	愛知県	66
4	北海道	64	兵庫県	196	神奈川県	147	福島県	45
5	愛知県	64	神奈川県	162	福岡県	125	新潟県	40
6	兵庫県	62	愛知県	155	北海道	124	兵庫県	40
7	埼玉県	58	福岡県	155	千葉県	101	熊本県	40
8	千葉県	52	埼玉県	133	静岡県	96	埼玉県	39
9	福岡県	43	静岡県	133	埼玉県	94	静岡県	37
10	三重県	39	長野県	131	広島県	93	鹿児島県	35
11	長野県	35	広島県	123	愛知県	89	長崎県	34
12	京都府	30	熊本県	119	京都府	88	和歌山県	33
13	静岡県	28	鹿児島県	118	大分県	87	愛媛県	32
14	群馬県	27	千葉県	117	鹿児島県	83	三重県	31
15	福島県	25	大分県	116	熊本県	79	広島県	30
16	岡山県	24	京都府	113	青森県	75	福岡県	30
17	奈良県	20	青森県	101	群馬県	65	岩手県	29
18	広島県	19	新潟県	99	岡山県	62	大分県	29
19	岩手県	18	長崎県	95	長崎県	61	岐阜県	28
20	大分県	18	群馬県	90	長野県	60	青森県	26
21	茨城県	17	岡山県	87	栃木県	59	宮城県	26
22	岐阜県	17	福島県	82	新潟県	59	茨城県	26
23	和歌山県	17	和歌山県	80	宮崎県	59	群馬県	25
24	宮城県	16	栃木県	79	山口県	55	京都府	25
25	熊本県	16	三重県	78	三重県	47	岡山県	25
26	青森県	15	山口県	76	和歌山県	47	奈良県	24
27	栃木県	15	宮崎県	76	徳島県	47	秋田県	22
28	滋賀県	15	岩手県	72	岩手県	43	山形県	21
29	宮崎県	15	茨城県	68	富山県	43	島根県	21
30	鹿児島県	15	奈良県	66	茨城県	42	山口県	21
31	徳島県	14	愛媛県	62	奈良県	42	栃木県	20
32	愛媛県	14	島根県	61	佐賀県	41	滋賀県	19
33	山形県	12	徳島県	61	島根県	40	山梨県	18
34	香川県	12	宮城県	56	福島県	37	福井県	17
35	島根県	9	滋賀県	56	滋賀県	37	宮崎県	17
36	山口県	8	秋田県	55	香川県	35	千葉県	16
37	石川県	7	富山県	54	秋田県	33	神奈川県	15
38	福井県	7	岐阜県	53	石川県	31	香川県	15
39	秋田県	6	山形県	50	宮城県	30	高知県	15
40	佐賀県	6	香川県	50	愛媛県	30	徳島県	14
41	長崎県	6	佐賀県	45	沖縄県	30	沖縄県	13
42	沖縄県	6	沖縄県	43	山形県	29	東京都	12
43	新潟県	4	福井県	42	福井県	25	大阪府	12
44	富山県	4	石川県	41	岐阜県	25	富山県	11
45	高知県	3	高知県	40	鳥取県	25	石川県	10
46	山梨県	2	山梨県	36	高知県	25	鳥取県	7
47	鳥取県	0	鳥取県	32	山梨県	18	佐賀県	4
	全国計	1,331	全国計	4,528	全国計	3,210	全国計	1,318

(注) 同数の場合は少ない方の数字が順位になる。

図1 社会福祉法人が営む事業

社会福祉事業		公益事業	
1 種	・特別養護老人ホーム ・児童養護施設 ・障害者支援施設 ・救護施設 等	・子育て支援事業 ・入浴，排せつ，食事等の支援事業 ・介護予防事業，有料老人ホーム，老人保健施設の運営 ・人材育成事業 ・行政や事業者等の連絡調整事業	
2 種	・保育所 ・訪問介護 ・デイサービス ・ショートステイ 等	<th>収益事業</th>	収益事業
		・貸しビル，駐車場，公共的な施設内の売店の経営	

（出所）厚生労働省のホームページ「社会福祉法人の概要」より作成。

<https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/01.html>

全国に，市区町村社協は1825か所，政令指定都市社協は20か所，都道府県社協は47か所，そして全国中央組織として全国社会福祉協議会（全社協）がある（図2）。社協は民間団体だが，構成メンバーには社会福祉行政機関も含まれる。

都道府県別分布を見ると（前掲表4-3），社協以外の社会福祉法人の訪問介護事業所は大都市圏と北海道で多く，3ヶ台は大阪府307か所，東京都184か所，兵庫県156か所，神奈川県147か所，福岡県125か所，北海道124か所，千葉県101か所である。トップの大阪府307か所は2位の東京都184か所の1.7倍も多い。最少の山梨県は18か所で，大阪府の17分の1である。

他方，社会福祉協議会の訪問介護事業所は地方圏で多く，北海道132か所，長野県71か所，愛知県66か所，福島県45か所，新潟県・兵庫県，熊本県各40か所ある。他方，東京都と大阪府は各12か所（全体の42位）と少ない。最少は佐賀県4か所だが，佐賀県には社協以外の社会福祉法人が41か所（32位）ある。

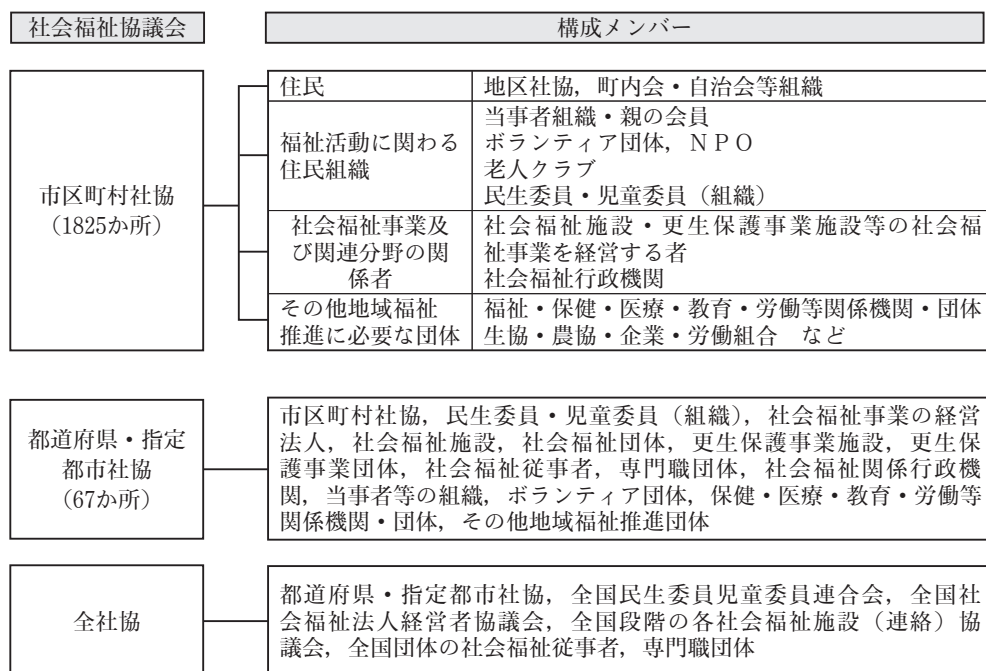
f. 医療法人，宗教法人，学校法人

医療法人の訪問介護事業所は全国に1657か所（全体の4.8%）ある。うち社会医療法人は151か所，特定医療法人は7か所である（前掲表3（抄））。

医療法人とは，「医療法」（1948年法律第205号）に基づき「病院，医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所，介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする社団又は財団」で法人格を与えられたものをいう。医療法人は，開設する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障のない限り，第1種・第2種社会福祉事業（前掲図1）を営むことができる。

社会医療法人は夜間・休日診療などの救急医療，離島・へき地医療など，採算の合にくい「公益性の高い医療」を担う医療法人で，税制上の優遇措置を受けることができる。

図2 社会福祉協議会の組織



（出所）全国社会福祉協議会地域福祉部「地域における多様な主体の連携協働の課題」内閣府「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム設立総会」2022年2月25日，配付資料，1ページ。

2023年4月現在354法人が認定されており⁵⁾，同じ法人が複数の訪問介護事業所を開設している場合もあるが，354法人のうちの151か所はかなり高い割合といえる（医療法人の総数は約6万）。

特定医療法人は，租税特別措置法に基づき，「その事業が医療の普及及び向上，社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与し，かつ，公的に運営されていることにつき国税庁長官の承認を受けた」医療法人で，税制上の優遇措置が与えられる⁶⁾。

都道府県別分布では，医療法人の訪問介護事業所が40か所以上あるのは，①大阪府180か所，②福岡県102か所，③兵庫県74か所，④北海道71か所，⑤熊本県67か所，⑥愛知県66か所，⑦大分県59か所，⑧神奈川県57か所，⑨広島県57か所，⑩埼玉県52か所，⑪東京都45か所，⑫千葉県44か所，⑬鹿児島県43か所で，九州・沖縄に医療法人が多いようだ（22位長崎県28か所，24位沖縄県27か所，33位佐賀県・宮崎県各20か所）（表4-4）。

宗教法人の訪問介護事業所は全国に11か所と少ない。宗教法人は，「宗教法人法」（1951年法律第126号）に基づき「礼拝の施設その他の財産を所有し，これを維持運用し，その

5) 一般財団法人・日本社会医療法人協議会のホームページ，参照。

<<https://nishakyo.or.jp/seido.html>>

6) 厚生労働省のホームページ「特定医療法人制度について」，参照。

<<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000152180.html>>

表4-4 法人形態から見た都道府県の訪問介護事業所数
——医療法人、宗教法人、学校法人、公営——

順位	医療法人		宗教法人		学校法人		公営	
	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所
1	大阪府	180	兵庫県	2	三重県	1	北海道	7
2	福岡県	102	北海道	1	大阪府	1	香川県	4
3	兵庫県	74	秋田県	1	兵庫県	1	富山県	3
4	北海道	71	茨城県	1	岡山県	1	千葉県	2
5	熊本県	67	福井県	1	北海道	0	山梨県	2
6	愛知県	66	長野県	1	青森県	0	長野県	2
7	大分県	59	大阪府	1	岩手県	0	岐阜県	2
8	神奈川県	57	広島県	1	宮城県	0	広島県	2
9	広島県	57	徳島県	1	秋田県	0	大分県	2
10	埼玉県	52	香川県	1	山形県	0	埼玉県	1
11	東京都	45	青森県	0	福島県	0	福井県	1
12	千葉県	44	岩手県	0	茨城県	0	三重県	1
13	鹿児島県	43	宮城県	0	栃木県	0	京都府	1
14	京都府	38	山形県	0	群馬県	0	愛媛県	1
15	山口県	35	福島県	0	埼玉県	0	高知県	1
16	岐阜県	34	栃木県	0	千葉県	0	青森県	0
17	徳島県	34	群馬県	0	東京都	0	岩手県	0
18	岡山県	32	埼玉県	0	神奈川県	0	宮城県	0
19	奈良県	30	千葉県	0	新潟県	0	秋田県	0
20	長野県	29	東京都	0	富山県	0	山形県	0
21	愛媛県	28	神奈川県	0	石川県	0	福島県	0
22	長崎県	28	新潟県	0	福井県	0	茨城県	0
23	群馬県	27	富山県	0	山梨県	0	栃木県	0
24	沖縄県	27	石川県	0	長野県	0	群馬県	0
25	和歌山県	26	山梨県	0	岐阜県	0	東京都	0
26	福島県	25	岐阜県	0	静岡県	0	神奈川県	0
27	茨城県	25	静岡県	0	愛知県	0	新潟県	0
28	三重県	25	愛知県	0	滋賀県	0	石川県	0
29	栃木県	23	三重県	0	京都府	0	静岡県	0
30	青森県	22	滋賀県	0	奈良県	0	愛知県	0
31	静岡県	22	京都府	0	和歌山県	0	滋賀県	0
32	滋賀県	21	奈良県	0	鳥取県	0	大阪府	0
33	佐賀県	20	和歌山県	0	島根県	0	兵庫県	0
34	宮崎県	20	鳥取県	0	広島県	0	奈良県	0
35	富山県	18	島根県	0	山口県	0	和歌山県	0
36	岩手県	17	岡山県	0	徳島県	0	鳥取県	0
37	香川県	16	山口県	0	香川県	0	島根県	0
38	高知県	16	愛媛県	0	愛媛県	0	岡山県	0
39	宮城県	15	高知県	0	高知県	0	山口県	0
40	鳥取県	14	福岡県	0	福岡県	0	徳島県	0
41	島根県	13	佐賀県	0	佐賀県	0	福岡県	0
42	石川県	12	長崎県	0	長崎県	0	佐賀県	0
43	秋田県	11	熊本県	0	熊本県	0	長崎県	0
44	福井県	11	大分県	0	大分県	0	熊本県	0
45	山形県	9	宮崎県	0	宮崎県	0	宮崎県	0
46	新潟県	9	鹿児島県	0	鹿児島県	0	鹿児島県	0
47	山梨県	8	沖縄県	0	沖縄県	0	沖縄県	0
	全国計	1,657	全国計	11	全国計	4	全国計	32

(注) 同数の場合は少ない方の数字が順位になる。

他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため」，法人格を与えられた宗教団体である。宗教法人は公益法人だが，その目的に反しない限り，公益事業以外の事業も行うことができる。

宗教法人は全国に約18万弱存在するというが⁷⁾，訪問介護事業所を営んでいるのは11法人11か所しかない。具体的には，北海道（東洋ローア・キリスト伝道教会），秋田県（日本基督教団協本教会），茨城県（日本同盟基督教団土浦めぐみ教会），福井県（光明寺），長野県（天理教飯田市分教会），大阪府（西栄寺），兵庫県2か所（本覚寺，清勝寺），広島県（天理教豊雄分教会），徳島県（天理教阿波名勢分教会），香川県（カトリック聖ドミニコ宣教修道女会），である。

学校法人の訪問介護事業所は全国に4か所しかない。4か所は，三重県（藤田学園・藤田医科大学），大阪府（関西医科大学），兵庫県（兵庫医科大学），岡山県（川崎学園・川崎医科大学）で，西日本の医科系大学のみである。学校法人は，私立学校法（1949年法律第270号）に基づき，私立学校の設置・運営を行う公益法人（非営利法人）である。

g. 協同組合——生活協同組合，農業協同組合，労働者協同組合，事業協同組合

協同組合が営む訪問介護事業所は全国に575か所（1.6%）ある。内訳は，生活協同組合（生協）が384か所，農業協同組合（農協）が186か所，労働者協同組合が4か所，事業協同組合が1か所，である（前掲表3（抄））。

協同組合は，人々が共通の目的を達成するために出資し，共同で所有して経営・管理する非営利の事業体である。その中で生活協同組合（生協）は「消費生活協同組合法」（1948年法律第200号）に基づき，組合員の生活の文化的・経済的改善・向上を目的とした事業を行うため，消費者が出資して組合員となり，組合員のみが利用する生活協同組織（法人）である。行いうる事業の中に「組合員に対する医療に関する事業」や「高齢者，障害者等の福祉に関する事業」があり（同法第10条第6号，第7号），事業を特化した生協に医療生協，福祉生協，保健生協，健康生協，高齢者生協などがある。

生協が経営する訪問介護事業所384か所のうち，医療生協（医療福祉生協，健康医療生協などを含む）は124か所，高齢者生協（高齢者福祉生協，シルバー生協などを含む）は60か所，福祉生協は30か所，保健生協16か所，健康生協（健康福祉生協などを含む）7か所ある。

生協の訪問介護事業所を都道府県別分布で見れば（表4-5），事業所が2ケタ台あるのは，①神奈川県54か所，②大阪府40か所，③東京都30か所，④愛知県29か所，⑤埼玉県28か所，⑥兵庫県21か所，⑦千葉県15か所，⑧福岡県14か所，⑨広島県13か所，⑩鹿児島県11か所，⑪福井県10か所，である。どちらかといえば首都圏に多いようだ。他方，秋田県・山梨県・奈良県には生協の訪問介護事業所がない。

農業協同組合（農協）は，「農業協同組合法」（1947年法律第32号）に基づき，「農業者

7) 文化庁宗務課「宗教法人のための運営ガイドブック」2023年11月，1ページ。

表 4 - 5 法人形態から見た都道府県の訪問介護事業所数
 ——協同組合系：生活協同組合，農業協同組合，労働者協同組合，事業協同組合——

順位	協同組合		うち生活協同組合		うち農業協同組合		うち労働者協同組合		うち事業協同組合	
	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所	都道府県	か所
1	神奈川県	56	神奈川県	54	福島県	16	東京都	2	山形県	1
2	大阪府	42	大阪府	40	兵庫県	15	北海道	1	北海道	0
3	愛知県	36	東京都	30	秋田県	8	大阪府	1	青森県	0
4	兵庫県	36	愛知県	29	福井県	8	青森県	0	岩手県	0
5	東京都	32	埼玉県	28	長野県	8	岩手県	0	宮城県	0
6	埼玉県	30	兵庫県	21	熊本県	8	宮城県	0	秋田県	0
7	福島県	22	千葉県	15	大分県	8	秋田県	0	福島県	0
8	千葉県	22	福岡県	14	千葉県	7	山形県	0	茨城県	0
9	福岡県	21	広島県	13	富山県	7	福島県	0	栃木県	0
10	福井県	18	鹿児島県	11	愛知県	7	茨城県	0	群馬県	0
11	鹿児島県	18	福井県	10	愛媛県	7	栃木県	0	埼玉県	0
12	長野県	16	長野県	8	福岡県	7	群馬県	0	千葉県	0
13	広島県	16	京都府	8	鹿児島県	7	埼玉県	0	東京都	0
14	愛媛県	15	愛媛県	8	岩手県	6	千葉県	0	神奈川県	0
15	山形県	13	山形県	7	山形県	5	神奈川県	0	新潟県	0
16	大分県	13	和歌山県	7	栃木県	5	新潟県	0	富山県	0
17	群馬県	11	岡山県	7	群馬県	5	富山県	0	石川県	0
18	和歌山県	11	福島県	6	岐阜県	5	石川県	0	福井県	0
19	三重県	10	群馬県	6	滋賀県	5	福井県	0	山梨県	0
20	岩手県	9	三重県	6	宮城県	4	山梨県	0	長野県	0
21	富山県	9	大分県	5	石川県	4	長野県	0	岐阜県	0
22	京都府	9	島根県	4	三重県	4	岐阜県	0	静岡県	0
23	熊本県	9	山口県	4	和歌山県	4	静岡県	0	愛知県	0
24	秋田県	8	香川県	4	北海道	3	愛知県	0	三重県	0
25	滋賀県	8	高知県	4	静岡県	3	三重県	0	滋賀県	0
26	北海道	7	長崎県	4	広島県	3	滋賀県	0	京都府	0
27	栃木県	7	北海道	3	宮崎県	3	京都府	0	大阪府	0
28	岐阜県	7	岩手県	3	茨城県	2	兵庫県	0	兵庫県	0
29	岡山県	7	滋賀県	3	埼玉県	2	奈良県	0	奈良県	0
30	石川県	6	青森県	2	神奈川県	2	和歌山県	0	和歌山県	0
31	宮城県	5	茨城県	2	新潟県	2	鳥取県	0	鳥取県	0
32	島根県	5	栃木県	2	沖縄県	2	島根県	0	島根県	0
33	長崎県	5	新潟県	2	京都府	1	岡山県	0	岡山県	0
34	茨城県	4	富山県	2	大阪府	1	広島県	0	広島県	0
35	新潟県	4	石川県	2	島根県	1	山口県	0	山口県	0
36	静岡県	4	岐阜県	2	長崎県	1	徳島県	0	徳島県	0
37	山口県	4	宮城県	1	青森県	0	香川県	0	香川県	0
38	香川県	4	静岡県	1	東京都	0	愛媛県	0	愛媛県	0
39	高知県	4	鳥取県	1	山梨県	0	高知県	0	高知県	0
40	宮崎県	4	徳島県	1	奈良県	0	福岡県	0	福岡県	0
41	沖縄県	3	佐賀県	1	鳥取県	0	佐賀県	0	佐賀県	0
42	青森県	2	熊本県	1	岡山県	0	長崎県	0	長崎県	0
43	鳥取県	1	宮崎県	1	山口県	0	熊本県	0	熊本県	0
44	徳島県	1	沖縄県	1	徳島県	0	大分県	0	大分県	0
45	佐賀県	1	秋田県	0	香川県	0	宮崎県	0	宮崎県	0
46	山梨県	0	山梨県	0	高知県	0	鹿児島県	0	鹿児島県	0
47	奈良県	0	奈良県	0	佐賀県	0	沖縄県	0	沖縄県	0
	全国計	575	全国計	384	全国計	186	全国計	4	全国計	1

（注）同数の場合は少ない方の数字が順位になる。

の協同組織の発達を促進することにより、農業生産力の増進及び農業者の経済的社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与すること」を目的として、農業者（農民または農業を営む法人）によって組織された法人格を有する協同組合である。事業内容などが同法によって規定されており、農協法第10条に定められた農協の15事業の中に「十二 老人の福祉に関する施設」がある。

都道府県別分布を見れば（前掲表4-5）、農協の訪問介護事業所が多いのは福島県16か所、兵庫県15か所で、両県は2ケタ台。ついで秋田県・福井県・長野県・熊本県・大分県各8か所、千葉県・富山県・愛知県・愛媛県・福岡県・鹿児島県各7か所、となる。他方、青森県・東京都・山梨県・奈良県・鳥取県・岡山県・山口県・徳島県・香川県・高知県・佐賀県にはない。農業が盛んなところに農協系の訪問介護事業所が多いというわけではないようだ。

労働者協同組合は、「労働者協同組合法」（2020年法律第78号）に基づいて設立された法人で、「組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織」である⁸⁾。2025年10月1日現在、36都道府県で計168法人が設立されている⁹⁾。訪問介護事業所を営む労働者協同組合は全国に4法人だけである（北海道1か所、東京都2か所、大阪府1か所）。

事業協同組合は、「中小企業等協同組合法」（前掲）に基づき、「中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うため」の中小企業等協同組合の一種（法人）である（前掲の「企業組合」もその一種、同法第3条）。

訪問介護事業所を経営する事業協同組合は全国で1か所だけで、山形県にある「庄内まちづくり協同組合 虹」がそれである。この協同組合は、「住み続けられるまちづくりを目指し、異業種の法人で構成する事業協同組合方式で運営」され¹⁰⁾、訪問介護事業所のほか、デイサービス、住宅型有料老人ホーム、地域の給配食事業などを行っている。

h. 公営

公営の訪問介護事業所は全国で32か所と少ない。市町村営のほか、地方独立行政法人、一部事務組合（隣接する複数の地方公共団体が事務の一部を共同で処理するために設置する組織＝特別地方公共団体）、広域連合・広域行政組合（複数の地方公共団体が事務の一

8) 厚生労働省のホームページ「労働者協同組合」、参照。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html>

9) 同上、「労働者協同組合の設立状況」、参照。

<<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/001079767.pdf>>

10) 「虹」は7つの法人、すなわち、①一般社団法人ファルマネット山形、②医療生活協同組合やまがた、③山形県高齢者福祉生活協同組合、④生活協同組合共立社、⑤社会福祉法人山形虹の会、⑥農事組合法人庄内産直センター、⑦（株）コープ開発センター、で構成・運営されている（庄内まちづくり協同組合「虹」のホームページ、参照）。

<<https://www.shonai-niji.jp/cooperative/>>

部を広域的に処理するために設置する組織＝特別地方公共団体）などを含む。

32か所の市町村を都道府県別に見ると（前掲表4－4），多い順に，北海道7か所（釧路市，当別町，八雲町，蘭越町，沼田町，豊浦町，鶴居村），香川県4か所（さぬき市・広域行政組合，土庄町，土庄町・小豆地区広域行政事務組合，小豆島町），富山県3か所（砺波市，南砺市，朝日町），2か所が千葉県（鴨川市，鎌ヶ谷市），山梨県（身延町・早川町一部事務組合，南部町・広域行政組合），長野県（飯山市・広域連合，上松町・広域連合），岐阜県（郡上市，関ヶ原町），広島県（尾道市，府中市・地方独立行政法人），大分県（杵築市，姫島村），1か所が埼玉県（小鹿野町），福井県（福井市・公社），三重県（玉城町），京都府（京都市），愛媛県（宇和島市・宇和島地区広域事務組合），高知県（東洋町）となる。それぞれの事業所名と法人の名称は北から順に別表の通りである（表5）。

i. 「不明」について

3万4871か所の訪問介護事業所のうち，法人形態が「不明」なものが756か所（2.2%）ある。都道府県別に見ると，「不明」が多いのは，数では福岡県（70か所），割合では徳島県（325か所のうち21か所，6.5%）である（表6）

訪問介護事業所を法人形態別に仕分ける作業は，オープンデータの「事業所名」または「法人の名称」に書かれている法人形態について行ったが，そのどちらにも「株式会社」や「社会福祉法人」などの法人形態が書かれていないものを「不明」とした。とくに「法人の名称」が空白あるいは，「〇〇会」，「訪問介護事業所△△」などとだけ書かれているケースが多い。

具体的には，徳島県の場合，「不明」の21事業所の「事業所名」と「法人の名称」は以下の通りである——①事業所名 フクシス（法人の名称 フクシス，以下同様），②訪問介護ステーション とうか（彩り），③ヘルパーステーション K O K U A（[空白]），④訪問介護事業所 八万苑（八万苑），⑤ヘルパーステーション ハーモニー（ヘルパーステーション ハーモニー），⑥咲くらヘルパーステーション（倚山会），⑦訪問介護ステーション暖（あわホームホスピス研究会），⑧ライフサポート・コラボ（あたたかい手 コラボ），⑨貴洋会在宅介護支援センター（貴洋会），⑩小松島ヘルパーステーション（すだち会），⑪心和会 ホームヘルパーステーション悠和（心和会），⑫菊美荘ホームヘルパーステーション（白鳳会），⑬ウィズユーヘルパーステーション（[空白]），⑭若宮の里ヘルパーステーション（芳越会），⑮若宮の里ヘルパーステーション（芳越会），⑯うだつ介護センター（うだつ介護センター），⑰永楽荘在宅介護支援センター（池田博愛会），⑱ヘルパーステーション 員（ヘルパーステーション 員），⑲きたじまヘルパーステーション（きたじま倚山会），⑳ホームヘルパーステーション歩の里（歩の里），㉑訪問介護事業所ゆうゆう（YOU&ゆう）。これでは法人形態は分らない。

こういうケースが岩手県・秋田県・山形県を除く44都道府県にある。インターネット（とくに厚生労働省のホームページ「介護事業所・生活関連情報検索——介護サービス情報公表システム——」）で調べたら分かるものもあろうが，数も多いので，ここでは「不

表5 「公営」の訪問介護事業所

2023年12月末時点

都道府県	市区町村	事業所名	法人の名称
北海道	釧路市	釧路市音別町指定訪問介護事業所	釧路市
北海道	当別町	当別町ホームヘルパーステーション	当別町
北海道	八雲町	八雲町訪問介護事業所	八雲町
北海道	蘭越町	蘭越町訪問介護事業所	蘭越町
北海道	沼田町	沼田町訪問介護事業所和風園	沼田町
北海道	豊浦町	豊浦町指定訪問介護事業所	豊浦町
北海道	鶴居村	鶴居村ホームヘルプサービス事業所	鶴居村
埼玉県	小鹿野町	小鹿野町ヘルパーステーション	小鹿野町
千葉県	鴨川市	鴨川市国保ヘルパーステーション	鴨川市
千葉県	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市中央在宅介護支援センター	鎌ヶ谷市
富山県	砺波市	砺波市ヘルパーステーション	砺波市
富山県	南砺市	南砺市井波ホームヘルプステーション	南砺市
富山県	朝日町	朝日町在宅介護支援センター	朝日町
福井県	福井市	福井市ふれあい公社ホームヘルプサービスセンター	福井市ふれあい公社
山梨県	身延町	ヘルパーステーションいいとみ	身延町早川町国民健康保険病院一部事務組合立飯富病院
山梨県	南部町	慈生園訪問介護事業所	峡南広域行政組合
長野県	飯山市	訪問介護事業所てるさと	北信広域連合
長野県	上松町	木曾寮	木曾広域連合
岐阜県	郡上市	県北西部地域医療センター国保白鳥病院	郡上市
岐阜県	関ヶ原町	関ヶ原町ヘルパーステーション	関ヶ原町
三重県	玉城町	玉城町生活支援ステーションたまき	玉城町
京都府	京都市南区	京都市ヘルパー室	京都市
広島県	尾道市	公立みつき総合病院ホームヘルパーステーション	尾道市
広島県	府中市	府中北市民病院訪問介護事業所ささえ	地方独立行政法人府中市病院機構
香川県	さぬき市	さざんか荘訪問介護事業所	大川広域行政組合
香川県	土庄町	小豆島老人ホーム訪問介護事業所	小豆地区広域行政事務組合
香川県	土庄町	土庄町ホームヘルパーステーション	土庄町
香川県	小豆島町	介護サービスしょうどしま	小豆島町
愛媛県	宇和島市	宇和島地区広域事務組合登録ヘルパー派遣事業所光来園	宇和島地区広域事務組合
高知県	東洋町	東洋町訪問介護事業所	東洋町
大分県	杵築市	杵築市山香ヘルパーステーション	杵築市
大分県	姫島村	姫島村老人福祉施設姫寿苑	姫島村

(出所) 表1と同じ。

表6 法人形態が「不明」の訪問介護事業所の数

(単位：か所)

都道府県	事業所数	都道府県	事業所数	都道府県	事業所数
北海道	9	石川県	6	岡山県	8
青森県	19	福井県	6	広島県	3
岩手県	0	山梨県	5	山口県	11
宮城県	16	長野県	9	徳島県	21
秋田県	0	岐阜県	14	香川県	13
山形県	0	静岡県	14	愛媛県	13
福島県	11	愛知県	40	高知県	4
茨城県	18	三重県	17	福岡県	70
栃木県	23	滋賀県	13	佐賀県	6
群馬県	5	京都府	28	長崎県	10
埼玉県	28	大阪府	56	熊本県	14
千葉県	11	兵庫県	69	大分県	30
東京都	28	奈良県	19	宮崎県	11
神奈川県	10	和歌山県	19	鹿児島県	19
新潟県	1	鳥取県	3	沖縄県	15
富山県	5	島根県	6	全国計	756

(出所) 表1と同じ。

明」として扱った。

Ⅱ. 「ゼロ自治体」で最後に消えたのはどのような訪問介護事業所か？

(1) 訪問介護事業所「ゼロ自治体」の増加と「連続ゼロ自治体」

訪問介護事業所のない「ゼロ自治体」は、2020年12月末時点では83団体だった(表7)。それ以降の推移は、2021年6月末83団体(増減なし)、2021年12月末86団体(3団体増加)、2022年6月末92団体(6団体増加)、2022年12月末93団体(1団体増加)、2023年6月末96団体(3団体増加)、2023年12月末97団体(1団体増加)、2024年6月末97団体(増減なし)、2024年12月末107団体(10団体増加)、2025年6月末115団体(8団体増加)となり、2020

表7 訪問介護事業所「ゼロ自治体」の推移

データの時点	ゼロ自治体の数 (団体)	増減数 (団体)
2020年12月末	83	—
2021年6月末	83	0
2021年12月末	86	3
2022年6月末	92	6
2022年12月末	93	1
2023年6月末	96	3
2023年12月末	97	1
2024年6月末	97	0
2024年12月末	107	10
2025年6月末	115	8

(出所) 「しんぶん赤旗」2025年8月10日、より作成。

年12月末時点から2025年6月末時点まで、減ることはなく、32団体増えた。

ただし、自治体を個々に見れば、ゼロを脱した自治体もあれば、新たにゼロになる自治体もある。そういう中で、データが公表された2020年12月末から最新の2025年6月末まで連続して「ゼロ自治体」なのが72団体もある（表8）。なかには人口が1万人を超える自治体もあり（宮城県丸森町）、訪問介護事業を休止すると再開が難しいことを物語る。

（2）「最後に消えた」のはどのような訪問介護事業所か？

——4分の3近くが社会福祉法人（とくに社会福祉協議会は半数を占める）

ところで、訪問介護サービスを行う事業所のない「ゼロ自治体」で、最後まであった訪問介護事業所とはどのような事業所だったのだろうか？

すでに2020年12月末時点の「ゼロ自治体」については調べようがないが、それ以降についてはデータマッチングすれば分かる。その結果は以下の通りだ（表9）。

（1）2021年12月末時点で新たにゼロとなった自治体は7団体。それらの自治体に2020年12月末にあった訪問介護事業所は7か所で、内訳は、社会福祉法人が6か所——うち社会福祉協議会（社協）4か所、社協以外の社会福祉法人2か所——、公益社団法人が1か所、である。

（2）2022年12月末時点で新たにゼロとなった自治体は11団体。それらの自治体に2021年12月末にあった訪問介護事業所は11か所で、社会福祉法人が9か所——うち社会福祉協議会6か所、社協以外の社会福祉法人3か所——、特定非営利活動法人（NPO法人）が1か所、株式会社が1か所、である。

（3）2023年12月末時点で新たにゼロとなった自治体は6団体。そこに2022年12月末にあった訪問介護事業所も6か所で、内訳は、社会福祉法人が5か所——うち社会福祉協議会1か所、社協以外の社会福祉法人4か所——、NPO法人が1か所、である。

（4）2024年12月末時点で新たにゼロとなった自治体は10団体。そこに2023年12月末にあった訪問介護事業所は12か所で、2つの自治体（山形県戸沢村と長野県高山村¹¹⁾）では1年間に2か所の訪問介護事業所が訪問介護サービスを止めてしまった。12か所の内訳は、社会福祉法人が6か所——うち社協4か所、社協以外の社会福祉法人2か所——、株式会社が4か所、医療法人と農業協同組合が各1か所、である。

（5）2025年6月末時点で新たにゼロとなった自治体は10団体。2024年12月末にあった訪問介護事業所は10か所。内訳は、社会福祉法人が8か所（すべて社会福祉協議会）、株式会社と医療法人が各1か所で、社協の訪問介護事業所が8か所も消えてしまった。

11) 長野県高山村については「しんぶん赤旗」（2022年2月21日）が詳しい。人口6413人の高山村では、村内にあった2つの訪問介護事業所が立て続けに閉鎖に追い込まれ「ゼロ自治体」になった。まず、高山村社会福祉協議会の訪問介護事業所が2024年9月末で休止になり、同年10月末には民間（株式会社）の事業所がヘルパーら職員の退職によって訪問介護の人的基準を満たせなくなり、休止に追い込まれた。利用者は高山村に隣接する須坂市や小布施町の事業所が引き継いでくれたが、新規の受入も限界にあると報じていた。本稿の分析はこの記事に示唆を受けたものである。

表 8 2020年12月末から連続して訪問介護事業所「ゼロ自治体」（72団体）

市区町村	人口	市区町村	人口
北海道（10）		山梨県（2）	
虻田郡真狩村	1,938	南都留郡道志村	1,509
虻田郡留寿都村	2,018	南都留郡山中湖村	5,822
虻田郡京極町	2,776	長野県（7）	
樺戸郡浦臼町	1,577	南佐久郡南相木村	926
雨竜郡妹背牛町	2,565	南佐久郡北相木村	647
勇払郡占冠村	1,590	下伊那郡平谷村	377
留萌郡小平町	2,664	下伊那郡根羽村	806
紋別郡西興部村	956	下伊那郡売木村	472
足寄郡陸別町	2,120	下伊那郡大鹿村	868
標津郡標津町	4,798	上水内郡小川村	2,198
青森県（1）		岐阜県（4）	
中津軽郡西目屋村	1,210	加茂郡富加町	5,884
宮城県（2）		加茂郡七宗町	3,186
柴田郡村田町	9,816	加茂郡東白川村	2,011
伊具郡丸森町	11,571	大野郡白川村	1,470
秋田県（2）		滋賀県（1）	
鹿角郡小坂町	4,421	犬上郡多賀町	7,346
南秋田郡大潟村	2,945	奈良県（1）	
福島県（6）		吉野郡野迫川村	322
南会津郡檜枝岐村	484	岡山県（1）	
河沼郡湯川村	2,980	真庭郡新庄村	793
双葉郡大熊町	9,944	高知県（7）	
双葉郡双葉町	5,294	安芸郡安田町	2,269
双葉郡葛尾村	1,216	安芸郡北川村	1,177
相馬郡飯館村	4,506	安芸郡馬路村	762
茨城県（1）		安芸郡芸西村	3,570
稲敷郡河内町	7,791	長岡郡本山町	3,125
群馬県（1）		土佐郡大川村	355
吾妻郡高山村	3,260	幡多郡三原村	1,355
千葉県（1）		長崎県（1）	
山武郡芝山町	6,644	北松浦郡小値賀町	2,115
東京都（6）		熊本県（1）	
西多摩郡檜原村	1,923	阿蘇郡南小国町	3,804
利島村	300	鹿児島県（2）	
神津島村	1,737	鹿児島郡三島村	344
御蔵島村	302	鹿児島郡十島村	673
青ヶ島村	160	沖縄県（10）	
小笠原村	2,496	島尻郡渡嘉敷村	665
神奈川県（3）		島尻郡座間味村	873
足柄上郡山北町	9,263	島尻郡粟国村	676
足柄下郡真鶴町	6,553	島尻郡渡名喜村	291
愛甲郡清川村	2,716	島尻郡南大東村	1,227
新潟県（1）		島尻郡北大東村	544
岩船郡粟島浦村	312	島尻郡伊是名村	1,237
石川県（1）		宮古郡多良間村	1,040
能美郡川北町	6,041	八重山郡竹富町	4,208
		八重山郡与那国町	1,689

（出所） 1. 事業所数（連続ゼロ）は、表 1 と同じオープンデータより。

2. 人口は、2025年1月1日現在で、総務省のホームページ「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」掲載の「【総計】令和7年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）」より。

以上を合計すると、「ゼロ自治体」で最後に消えた訪問介護事業所は合計46か所で、法人形態別の内訳は、社会福祉法人34か所（73.0%）——うち社協23か所（50%）、社協以外の社会福祉法人11か所（23.9%）——，株式会社6か所（13.0%），医療法人と特定非営利活動法人（NPO法人）各2か所（4.3%），公益社団法人と農協各1か所（2.2%），となる（表10）。

表10 「ゼロ自治体」で最後に消えた事業所と「残り1自治体」に残る事業所の法人形態
（単位：か所，%）

法人の名称	「ゼロ自治体」で 最後に消えた事業所		「残り1自治体」に 残る事業所	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比
民間会社	6	13.0	35	13.0
株式会社	6	13.0	22	8.2
有限会社	0	0.0	10	3.7
合同会社	0	0.0	3	1.1
公益社団法人	1	2.2	0	0.0
特定非営利活動法人（NPO法人）	2	4.3	4	1.5
社会福祉法人	34	73.9	219	81.4
社会福祉協議会以外	11	23.9	51	19.0
社会福祉協議会	23	50.0	168	62.5
医療法人	2	4.3	4	1.5
農業協同組合	1	2.2	1	0.4
公営	0	0.0	6	2.2
合計	46	100.0	269	100.0

（出所）表1と同じ。

このように、「ゼロ自治体」で最後に消えた事業所のほぼ4分の3が社会福祉法人の事業所で、なかでも社会福祉協議会の事業所が全体の半数を占める。経営を維持するため、最後まで頑張ったのだろう。

Ⅲ. 「残り1自治体」に残るのはどのような訪問介護事業所か？

（1）訪問介護事業所が「残り1の自治体」の推移と「連続1自治体」

訪問介護事業所が残り1つだけとなった自治体の推移を見ると、2020年12月末265団体、2021年12月末264団体、2022年12月末264団体、2023年12月末269団体、2024年12月末272団体、2025年6月末269団体、である。

このように、「残り1自治体」の総数は264～272団体の範囲にあり、ゼロ自治体ほど大きく増加（または変動）していない。なお、2020年12月末から2025年6月末まで6年連続で「残り1自治体」が201団体ある（後掲表11参照）。

（2）「残り1自治体」に残るのはどのような訪問介護事業所か？

——8割以上が社協を含む社会福祉法人（とくに社会福祉協議会は6割以上）

さて、上記Ⅱ（2）では、ゼロ自治体で「最後に消えた訪問介護事業所」がどのような

表9 「ゼロ自治体」で最後に消えた訪問介護事業所 （1）2020年12月末～2023年12月末

番号	都道府県	市区町村	事業所名	法人の名称
2020年末にあって、2021年末にない事業所（7団体7事業所、うち社協4）				
1	山形県	大蔵村	指定訪問介護事業所ホームヘルプサービスすいめい	社会福祉法人大蔵福祉会
2	福島県	磐梯町	磐梯町保健医療福祉センター	公益社団法人地域医療振興協会
3	福島県	昭和村	社会福祉法人昭和村社会福祉協議会	社会福祉法人昭和村社会福祉協議会
4	長野県	朝日村	ホームヘルプサービスーションあさひ	社会福祉法人朝日村社会福祉協議会
5	京都府	笠置町	社会福祉法人笠置町社会福祉協議会訪問介護事業所	社会福祉法人笠置町社会福祉協議会
6	宮崎県	西米良村	天包荘訪問介護事業所	社会福祉法人成穂
7	宮崎県	諸塚村	もろつかせせらぎの里	社会福祉法人諸塚村社会福祉協議会
2021年末にあって、2022年末にない事業所（11団体11事業所、うち社協6）				
1	北海道	泊村	泊村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人泊村社会福祉協議会
2	青森県	新郷村	新郷村社協指定訪問介護事業所	社会福祉法人新郷村社会福祉協議会
3	山形県	大江町	訪問介護事業所らふらんす大江	社会福祉法人碧水会
4	茨城県	利根町	セントケア利根	セントケア茨城株式会社
5	東京都	新島村	新島ヘルパーステーション	社会福祉法人新島はまゆう会
6	奈良県	東吉野村	あいの家ホームヘルプサービス	特定非営利活動法人東吉野村まちづくりNPO
7	鳥取県	日吉津村	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人日吉津村社会福祉協議会
8	広島県	安芸太田町	安芸太田町社協訪問介護事業所	社会福祉法人安芸太田町社会福祉協議会
9	佐賀県	太良町	太良町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	太良町社会福祉協議会
10	熊本県	産山村	福祉サービスセンターほっと館	社会福祉法人やまなみ会
11	鹿児島県	宇検村	社会福祉法人 宇検村社会福祉協議会	社会福祉法人宇検村社会福祉協議会
2022年末にあって、2023年末にない事業所（6団体6事業所、うち社協1）				
1	北海道	清水町	さくらさくら訪問介護事業所	NPO法人絆の郷しもさぼろ
2	長野県	長和町	ヘルパーステーション「こすもす和田」	社会福祉法人依田窪福祉会
3	徳島県	佐那河内村	特別養護老人ホーム健祥会ハイジ	社会福祉法人健祥会
4	佐賀県	玄海町	玄海町社協ヘルパーセンター	社会福祉法人玄海町社会福祉協議会
5	佐賀県	大町町	ホームヘルプサービスすみれ園	社会福祉法人聖仁会
6	熊本県	相良村	社会福祉法人ベートル会指定居宅介護サービス事業所	社会福祉法人ベートル会

表9 「ゼロ自治体」で最後に消えた訪問介護事業所 (2) 2023年12月末～2025年6月末

番号	都道府県	市区町村	事業所名	法人の名称
2023年末にあって、2024年末にない事業所 (10団体12事業所、うち社協4)				
1	北海道	神恵内村	かもえない訪問介護事業所	株式会社メディアカル札幌
2	山形県	戸沢村	訪問介護事業所新生	株式会社センセイ
3	山形県	戸沢村	ホームヘルプサービスひまわり	社会福祉法人清流会
4	山形県	白鷹町	白鷹町社会福祉協議会訪問介護事業所	社会福祉法人白鷹町社会福祉協議会
5	栃木県	塩谷町	訪問介護事業所湯ったり・しおや	医療法人社団たかはら会
6	群馬県	甘楽町	ホームヘルパーステーション・シルク	社会福祉法人かんら会
7	埼玉県	東秩父村	JA埼玉中央ホームヘルプ東秩父	埼玉中央農業協同組合
8	長野県	高山村	訪問介護事業所喜楽	株式会社セカンドファミリー
9	長野県	高山村	高山村社会福祉協議会訪問介護事業所	社会福祉法人高山村社会福祉協議会
10	奈良県	三宅町	訪問介護にこ	株式会社Leap
11	高知県	津野町	津野町社会福祉協議会基準該当訪問介護事業所	社会福祉法人津野町社会福祉協議会
12	熊本県	球磨村	球磨村指定訪問介護事業所	社会福祉法人球磨村社会福祉協議会

(※) 山形県戸沢村と長野県高山村では2つの事業所が消えた。

2024年末にあって、2025年6月末にない事業所 (10団体10事業所、うち社協7)

1	北海道	積丹町	社会福祉法人積丹町社会福祉協議会 訪問介護事業所	社会福祉法人積丹町社会福祉協議会
2	栃木県	茂木町	介護センターオーゾーリーフ	株式会社ヴィヴァーチェ
3	群馬県	上野村	社会福祉法人上野村社会福祉協議会	社会福祉法人上野村社会福祉協議会
4	山梨県	小菅村	小菅村指定訪問介護事業所	社会福祉法人小菅村社会福祉協議会
5	山梨県	丹波山村	丹波山村社会福祉協議会	丹波山村社会福祉協議会
6	長野県	南木曽町	南木曽町ホームヘルパーステーション	社会福祉法人南木曽町社会福祉協議会
7	岡山県	奈義町	社会福祉法人奈義町社会福祉協議会指定訪問介護事業所	社会福祉法人奈義町社会福祉協議会
8	岡山県	西栗倉村	西栗倉村高齢者生活福祉センターゆうゆうハウス	西栗倉村社会福祉協議会
9	高知県	田野町	ホームヘルパーステーションたの	医療法人臼井会
10	熊本県	五木村	五木村社協介護サービス	五木村社会福祉協議会

(出所) 表1と同じ。

事業所だったかを見た。また、法人形態で見ると、そのほぼ4分の3が社会福祉法人の事業所で、全体のちょうど半分が社会福祉協議会の事業所だった。

同様に、2025年6月末時点で「残り1自治体」269団体の訪問介護事業所269か所について見ると、残った訪問介護事業所の具体的な名称などは別表の通りである（表11。紙数の都合により、本誌本号の拙稿「資料」の後ろに掲載）。

この269事業所を法人形態別に整理すると、多い順に、①社会福祉法人219か所（81.4%）——うち社会福祉協議会168か所（62.5%）、社協以外の社会福祉法人51か所（19.0%）——、②民間企業35か所（13.0%）——うち株式会社22か所（8.2%）、有限会社10か所（3.7%）、合同会社3か所（1.1%）——、③公営6か所（2.2%）、④医療法人、特定非営利活動法人（NPO法人）各4か所（各1.5%）、⑧農協1か所（0.4%）、となる（前掲表10参照）。

このように、「残り1自治体」に残る訪問介護事業所は社協を含む社会福祉法人が全体の8割以上、なかでも社協が全体の6割以上を占めている。

前述の訪問介護事業所の法人形態では、全国ベースでみれば、民間会社が全体の4分の3（73.2%）、うち株式会社は52.1%を占め、社会福祉協議会を含む社会福祉法人は13.0%（社会福祉協議会は3.8%）だったが、その比率がまさに逆転していることが分かる。

おわりに——社会福祉法人・社会福祉協議会は“最後の砦”——

以上の分析をまとめると、「残り1自治体」で最後まで残り、「ゼロ自治体」で最後に消えた訪問介護事業所は、事業所総数では1割程度にすぎない社会福祉法人（社会福祉協議会を含む）が全体の7～8割と圧倒的に多くを占め、とくに総数の4%に満たない社会福祉協議会が全体の5～6割を占めるという現実である。

つまり、訪問介護サービスを維持していく上で、社会福祉法人と社会福祉協議会はいわば“最後の砦”になっているということだ。改めて、その存在の重要性を思い知る。

もちろん、訪問介護事業所が少ない自治体とそこに住む人々にとっては、法人形態にかかわらず、どの事業所も貴重な存在であるに違いない。自治体は事業所と連携し、必要によっては公的支援を強め、他の自治体と協力するなど、訪問介護サービスを維持・継続できるよう努めるべきである。そして国は、介護保険制度が保険料を徴収しながら介護サービスを利用できないという“国家的詐欺”とならないよう、介護報酬を改善し、自治体や訪問介護事業所を支える必要がある。